

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

(案)

令和3年 月

鶴ヶ島市

# 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する營農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する營農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項	27
第6 その他	26
別紙1	27
別紙2	29

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 鶴ヶ島市は埼玉県のほぼ中央に位置し、東西6. 9 km、南北4. 9 km、面積17. 65 km<sup>2</sup>、首都圏から約45kmという地理的に恵まれた条件を備えた市である。市内には、関越自動車道が南北に、また首都圏中央連絡自動車道が東西に走り、インターチェンジの設置や道路網の整備と合わせ交通の利便性が高く都市化が進んでいる。

本市の地勢は、西から東へ緩やかに傾斜しているものの、全体的には平坦な地形から畑作中心の農業を展開してきたが、近年は経営の発展を図るために花き等の施設園芸を導入する農家も増えている。今後の本市農業生産の振興に当たっては、都市化がさらに進行する中で直売所を中心とした都市近郊型農業の確立を図り、需要に応じた農産物の安定供給のために地域の実態に応じた農産物を計画的、安定的、継続的に生産していくことを目指していく。また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本市の農業構造については、昭和40年代から都市化の進行とともに、農家の兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加した。近年は、首都圏への労働力の流失など、兼業の深化によって農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移しており、さらにその傾向が強まりつつある。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得：560万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市及び農業協同組合、農業委員会、農林振興センター等が十分なる相互の連携の下に濃密な指導を行うため、鶴ヶ島市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）とともに、・集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の農業再生協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農用地利用権等促進事業により、充実した集団的土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存露地野菜・施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他の農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第1・2条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 本市は、農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、過去3年間で2人となっている。本市の農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、本市においては年

間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人に増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）による紹介、技術・経営面については農林振興センター、農業協同組合による重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方 法	農業従事の態様等
施設野菜	<p>〈作付面積〉 促成トマト 1,500 m<sup>2</sup> 半促成トマト 1,500 m<sup>2</sup> 抑制きゅうり 1,500 m<sup>2</sup> 越冬きゅうり 1,500 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉 0.5 h a</p>	<p>〈資本整備〉 ・アクリルハウス 4,500 m<sup>2</sup> ・パイプハウス 500 m<sup>2</sup> ・トラクタ (30ps) 1台 ・施肥灌水装置 ・温風暖房機 ・動力噴霧機</p> <p>等</p> <p>〈その他〉 ・生物農薬や堆肥の利用による減農薬、減化学肥料栽培 ・ハウスは省力型 ・市場出荷と地場流通（いるま野農業協同組合農産物直売センター）の2本立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>労災保険の加入</li> <li>GAP方式の考えを取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>農繁期における臨時雇用者の確保</li> </ul> <p>(鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用)</p>
露地野菜	<p>はくさい 0.4ha キャベツ 0.2ha だいこん 0.4ha ほうれんそう 0.2ha ブロッコリー 0.2ha スイートコーン 0.5ha なす 0.1ha きゅうり 0.1ha えだまめ 0.2ha</p> <p>〈経営規模〉 1. 5 h a</p>	<p>〈資本設備〉 ・トラクタ (40ps) 1台 ・動力噴霧機 1台 ・マルチャー 1台 ・トラック 1台 ・作業場 1棟 40 m<sup>2</sup> ・堆肥舎</p> <p>等</p> <p>〈その他〉 ・市場出荷と地場流通（いるま野農業協同組合農産物直売センター）の2本立て ・輪作による周年栽培 ・減農薬、減化学肥料栽培</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>GAP方式の考えを取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>農繁期における臨時雇用者の確保</li> </ul> <p>(鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用)</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方 法	農業従事の態様等
茶	<p>〈作付面積等〉</p> <p>成木園 1.8ha 未成木園 0.2ha 買葉 28,000 kg</p> <p>〈経営規模〉 2.0 ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力噴霧機 1台</li> <li>・製茶加工機械 1式</li> <li>・動力せん枝機 1台</li> <li>・可搬式摘採機 1台</li> <li>・すそ刈り機 1台</li> <li>・深耕機 1台</li> <li>・浅耕機 1台</li> <li>・作業場 1棟</li> </ul> <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早、中、晚品種による適期摘採</li> <li>・防霜ファンの設置</li> <li>・製茶加工機械は全自動式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・GAP方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保（鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用）</li> </ul>
酪農	<p>〈作付面積等〉</p> <p>乳用牛 (ホルスタイン種) 40頭</p> <p>・飼料生産延べ 8ha</p> <p>〈経営規模〉 経産牛頭数 30頭、育成牛7頭、 育成子牛3頭 飼料畑 4.0ha</p>	<p>〈資本設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎 2棟</li> <li>・堆肥舎 1棟</li> <li>・飼料タンク 3基</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・ミルカー 1式</li> <li>・コーンハーベスター 1台</li> </ul> <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料作大型機械は共同利用</li> <li>・パソコンの活用</li> <li>・酪農ヘルパーを定期的に活用</li> <li>・畜舎周辺にまとまった農用地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・GAP方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・安定的雇用者の確保による過重労働の防止（鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用）</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢物・苗物	<p>〈作付面積等〉 シクラメン 3,000鉢 花壇苗 100,000ポット</p> <p>〈経営規模〉 0.5ha</p>	<p>〈資本整備〉 ・アクリルハウス 2,000m<sup>2</sup> 1棟 ・パイプハウス 3棟 ・作業場兼倉庫 1棟 ・温風暖房装置 ・フロントローダー 1台 ・動力噴霧機 ・トラック 1台 ・土壤消毒機 1台 等</p> <p>〈その他〉 ・シクラメンは全量直売 ・その他花壇苗は市場出荷と地場流通（いるま野農業協同組合農産物直売センター）の2本立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>労災保険の加入</li> <li>市場小売店との連携を密にし消費者ニーズを創出する品目、品種を栽培する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止</li> <li>(鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用)</li> </ul>
なし・ぶどう	<p>〈作付面積等〉 なし 1.0ha ぶどう 0.5ha</p> <p>〈経営規模〉 畑 1.5ha</p>	<p>〈資本設備〉 ・作業場兼格納庫 1棟 ・トラック 1台 ・トラクタ 1台 ・スピードスプレーヤ 1台 等</p> <p>〈その他〉 ・労力配分などを考慮した多彩な品種構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>販売は庭先直売・宅配</li> <li>人工授粉や収穫等の労力が集中する時期に援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営</li> <li>多目的防災網の完備による安定経営</li> <li>GAP方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>農繁期における臨時雇用者の確保</li> <li>(鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用)</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
都市観光農業	<p>〈作付面積等〉</p> <p>ブルーベリー 1.0ha</p> <p>栗 0.5ha</p> <p>さつまいも 0.2ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>畑 1.7ha</p>	<p>〈資本設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場、格納庫 1棟</li> <li>・加工施設 1棟</li> <li>・トラック 1台</li> <li>・トラクタ 1台</li> <li>・スピードスプレーヤ 1台</li> <li>等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、トイレを完備</li> <li>・加工品の製造販売を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・GAP方式の考えを取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保（鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用）</li> </ul>
主穀・露地野菜複合	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 0.5ha</p> <p>麦 3.0ha</p> <p>露地野菜</p> <p>はくさい 0.1ha</p> <p>キャベツ 0.1ha</p> <p>だいこん 0.1ha</p> <p>ほうれんそう 0.1ha</p> <p>プロッコリー 0.1ha</p> <p>スイートコーン 0.1ha</p> <p>なす 0.1ha</p> <p>きゅうり 0.1ha</p> <p>えだまめ 0.5ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>4ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫兼作業場 1棟</li> <li>・トラクタ 2台</li> <li>・乗用施肥田植機 1台</li> <li>・乗用管理機 1台</li> <li>・コンバイン 1台</li> <li>・トラック 1台</li> <li>・動力噴霧機 1台</li> <li>・マルチャー</li> <li>等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑は、麦ー野菜の輪作とし、露地野菜は作期いっぱい栽培して収量を確保</li> <li>・麦、水稻の収量は10aあたり目標420kgとし、乾燥・調製はカントリーエレベーターに委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・GAP方式の考えを取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保（鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用）</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
養鶏	<p>〈作付面積等〉 採卵鶏常時羽数 100,000羽</p> <p>〈経営規模〉 成鶏羽数 80,000羽 育雛鶏羽数 20,000羽</p>	<p>〈資本整備〉 ・ ウィンドレス成鶏舎 ・ 育成鶏舎 ・ 鶏糞処理施設 等</p> <p>〈その他〉 ・ 品種は褐色卵鶏の利用が 80%以上 ・ パソコン利用による飼養管 理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ パソコン利用の経営管理</li> <li>・ 経営体の体质強化のため、自己資本の充実を図る。</li> <li>・ G A P 方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料制の導入</li> <li>・ 従業員全員及び雇用者の社会保険加入</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方・法	農業従事の 態様等
施設いちご複合	<p>〈作付面積〉 いちご 2500 m<sup>2</sup> 鉢花 1000 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉 鉄骨ハウス 3500 m<sup>2</sup></p>	<p>〈資本整備〉 鉄骨ハウス 3500 m<sup>2</sup> 育苗ハウス 800 m<sup>2</sup> 高設栽培装置 2000 m<sup>2</sup> 作業場 2棟 300 m<sup>2</sup> 売店 1棟 100 m<sup>2</sup> トラクター 1台 フロントローダー 1台 ポッティングマシン 1台</p> <p>〈その他〉 ・遊休農地の活用による規模拡大 ・駐車場、トイレ、休憩所等の付帯施設を整備 ・車いす用施設の整備等、ユニバーサルデザインの導入。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・販売は、いちごは摘み取り、直売、宅配便。鉢花は直売。</li> <li>・自治体、近隣の施設等との連携を強化し多様な方策により消費者との接点を増やす。</li> <li>・GAP方式の考えを取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・安定的周年雇用確保による過重労働の防止</li> </ul> <p>(鶴ヶ島市アグリサポート推進事業（援農制度）の利用)</p>

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

なお、本市における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な農業類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の営農類型に準ずるものとする。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面積集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
<u>50 %</u>	

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営における經營農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（耕耘、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

## 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、畑作を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及び担い手への農地の利用集積を推進するとともに新規就農・新規参入を積極的に推進する。

①新規就農支援事業

②市民農園開設補助制度の推進

③その他担い手の育成等に関する事業

### (3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、地域の現状に応じた新作物の導入、収益性の高い作目への転換を図り、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
  - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
    - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
    - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
    - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
    - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
  - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録され

ている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ 本市への確約書の提出や本市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者

を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借貸の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適當な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構(公益社団法人埼玉県農林公社)を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得ること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得ること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （5）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるとときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ~~本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるとときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。~~
- ⑤ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、（5）の②から③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、

農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和

55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。) 第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借金又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

#### (10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借貸又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

## 2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、本市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業再生協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきさない場合に限り、

集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定

めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12

条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、~~農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修~~、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備を図る。

#### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

##### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

###### ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農林振興センター、農業協同組合などと連携しながら、

就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって埼玉県農業大学校や農林振興センター、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

そのために、市内農業団体への参加を促すなど、市内農業者との交流の機会を設ける。

また、農産物直売所への出荷のため、アドバイスを行うなどして、農産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農林振興センターによる地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農林振興センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、地域指導農家、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、農用地の有効利用を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本市は、農業構造改善事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によつて望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 本市は、美しいむらづくりの推進を図るとともに、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討とともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本甫においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

また、今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

①原則として本市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は本市全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

②なお、本市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### （1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。

② 本市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部がすでに農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生じるものでないこと。

ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

（ア）農耕地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

- (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確實に実施すると認められるものであること。
- (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
- (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 本市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 本市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 本市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 本市は、農地利用集積円滑化事業の運営に關し、改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 本市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、

~~(2) の①の規定による承認を取消すことができる。~~

~~ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。~~

~~イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。~~

~~ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。~~

~~④ 本市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。~~

~~(4) 本市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規程により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。~~

~~① 本市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。~~

~~② 本市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。~~

~~③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。~~

~~④ 本市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。~~

~~⑤ 本市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。~~

~~⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。~~

~~(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方~~

~~認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。~~

~~(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方~~

~~① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。~~

~~② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業~~

~~経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第45号経営局長通知)第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。~~

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有权の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

#### (7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

#### (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研

~~修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。~~

- ② 研修の実施期間は、~~新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。~~
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、~~農林振興センター、埼玉県農業大学校、埼玉県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。~~

#### ~~(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項~~

~~農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。~~

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成7年1月31日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成9年12月3日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成12年3月10日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成18年3月31日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和3年 月 日から施行する。

## 別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同

項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

## 別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

### ① 存続期間（又は残存期間）

- 1 存続期間は、3年・6年・10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年・6年・10年とすることが相当地ないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。
- 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

- 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

### ② 借賃の算定基準

- 1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。

③ 借賃の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

- 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

I の①に同じ。

② 借賃の算定基準

1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の 3 と同じ。

③ 借賃の支払方法

I の③と同じ。

④ 有益費の償還

I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

I の①と同じ。

② 損益の算定基準

1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

I の③と同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

I の④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないとときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。